

広域ごみ処理施設整備・運営事業

副生成物資源化業務委託契約書

（案）

令和7年（2025年）2月

西尾市

広域ごみ処理施設整備・運営事業
副生成物資源化業務委託契約書

1 委 託 名 広域ごみ処理施設整備・運営事業副生成物資源化業務

2 契 約 期 間 始期 本委託契約締結日
終期 令和●年（20●年）3月31日

3 契 約 金 額 金●円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金●円※）

※令和元年（2019年）10月以降の消費税率を10%として算出して
しており、当該前提に変更があった場合には修正される。

4 契約保証金額 添付約款に記載のとおり

5 支 払 条 件 添付約款に記載のとおり

広域ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、西尾市（以下「発注者」という。）、岡崎市（以下「受注者」という。）及び●（以下「運営事業者」という。）は、基本契約に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この副生成物資源化業務委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本委託契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、別途発注者及び運営事業者間で締結される広域ごみ処理施設整備・運営事業運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）について、西尾市議会で議決され、本契約として発効されたことをもって本契約に読み替える¹。

（特約条項条文）

本委託契約は、運営業務委託契約が西尾市議会において議決され本契約として発効された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責めに任じない。

¹ 運営業務委託契約が西尾市議会において議決され本契約として発効された時点以降にこの契約が締結される場合は、なお書き及び特約条項条文が削除されます。

(仮契約日²) 令和●年(20●年) ●月●日

発注者

愛知県西尾市寄住町下田22番地

西尾市

代表者 西尾市長

受注者

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

運営事業者

【住所】

【社名】

【代表者】

² 運營業務委託契約が西尾市議会において議決され本契約として発効された時点以降にこの契約が締結される場合は、「(契約日)」と記載いたします。

目次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (通知等)	1
第4条 (通貨)	1
第5条 (計量単位)	1
第6条 (期間の計算)	1
第7条 (契約保証金)	1
第8条 (解釈等)	1
第2章 副生成物資源化業務	2
第1節 総則	2
第9条 (業務の範囲)	2
第10条 (契約期間)	2
第11条 (善管注意義務)	2
第12条 (関連法令等の遵守)	2
第2節 副生成物資源化業務の実施	2
第13条 (副生成物資源化業務の実施)	2
第14条 (業務遂行体制)	2
第3節 副生成物資源化業務委託費の支払い	3
第15条 (副生成物資源化業務委託費の支払い)	3
第16条 (副生成物資源化業務委託費の請求及び支払の方法)	3
第3章 要求水準書及び事業提案書の変更	3
第17条 (要求水準書及び事業提案書の変更)	3
第4章 損害賠償	4
第18条 (損害賠償)	4
第19条 (第三者への賠償)	4

第5章 法令変更及び不可抗力	5
第20条 (法令変更)	5
第21条 (不可抗力)	6
第22条 (不可抗力による負担)	6
第6章 契約期間の終了	6
第1節 解除等	6
第23条 (発注者の任意解除権)	6
第24条 (発注者の催告によらない解除)	7
第25条 (発注者の催告による解除等)	7
第26条 (違約金)	7
第27条 (受注者又は運営事業者による解除)	8
第2節 契約終了時の取扱い	8
第28条 (未処理の副生成物の取扱い)	8
第7章 特許権、著作権及び秘密保持	9
第29条 (特許権等)	9
第30条 (著作権の譲渡禁止)	9
第31条 (著作権の侵害防止)	9
第32条 (秘密保持義務)	10
第33条 (個人情報保護)	11
第8章 補則	11
第34条 (権利義務の譲渡)	11
第35条 (遅延利息)	11
第36条 (管轄裁判所)	11
第37条 (補足)	11
別紙1 定義集	12
別紙2 副生成物資源化業務委託費の支払方法	17

広域ごみ処理施設整備・運営事業
副生成物資源化業務委託契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本委託契約における用語の定義は、本委託契約中に定義される用語を除き、別紙1の定義集のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本委託契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本委託契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本委託契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本委託契約の変更は書面で行う。

(通知等)

第3条 本委託契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。

2 本委託契約において書面により行わなければならないこととされている通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(通貨)

第4条 金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 発注者、受注者及び運営事業者との間で用いる計量単位は、本委託契約又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第6条 期間の定めは、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(契約保証金)

第7条 本委託契約において、契約保証金は設定しない。

(解釈等)

第8条 発注者、受注者及び運営事業者は、本委託契約とともに、基本契約、入札説

明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

- 2 本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。

第2章 副生成物資源化業務

第1節 総則

（業務の範囲）

- 第9条 発注者は、契約期間における副生成物資源化業務の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。なお、受注者が本委託契約に基づいて資源化を行う副生成物は【●トンを上限】とする。

（契約期間）

- 第10条 本委託契約の契約期間は、本委託契約締結日から本委託契約終了日までとする。

（善管注意義務）

- 第11条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本委託契約及び要求水準書の各条項の規定により、副生成物資源化業務を実施しなければならない。

（関連法令等の遵守）

- 第12条 受注者は、自らの副生成物資源化業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を含む関連法令及び関連規制を遵守しなければならない。

第2節 副生成物資源化業務の実施

（副生成物資源化業務の実施）

- 第13条 受注者は、契約期間中、本委託契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に基づき、適正に副生成物資源化業務を行う。

（業務遂行体制）

- 第14条 受注者は、運営開始日までに、自らが実施する副生成物資源化業務の実施

に必要な人員を確保し、かつ、当該人員に対し、自らが実施する副生成物資源化業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行わなければならない。

- 2 受注者は、運営開始日までに、重大事故等の緊急事態発生時の連絡体制を整え、応急措置に対する準備を整えなければならない。

第3節 副生成物資源化業務委託費の支払い

(副生成物資源化業務委託費の支払い)

第15条 発注者は、運営事業者を通じて、受注者に対し、契約期間中、別紙2に定めるところにより算定される金額を、副生成物資源化業務委託費として、受注者に支払う。

- 2 受注者は、本委託契約に別段の定めがある場合を除き、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、発注者に対し、直接、何らかの支払いを請求することはできない。
- 3 発注者は、運営事業者が本委託契約に基づき行う業務に対して、運営費を除き、何らの支払いを行わない。

(副生成物資源化業務委託費の請求及び支払の方法)

第16条 発注者は、毎月の副生成物資源化量を受注者に毎月●日までに通知し、受注者は当該月の副生成物資源化業務委託費の請求書を作成し、運営事業者に提出する。

- 2 運営事業者は、前項により提出を受けた請求書を発注者に提出する。ただし、運営事業者は、運営業務委託契約書第49条第2項に基づく運営費の請求書とともに提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の請求書を運営事業者から受領した日から30日以内に、副生成物資源化業務委託費を運営事業者に支払う。これにより、発注者は、副生成物資源化業務委託費を受注者に支払うべき義務を履行したものとみなされる。
- 4 運営事業者は、発注者から受領した副生成物資源化業務委託費を、別途受注者及び運営事業者で定める日までに受注者に支払う。

第3章 要求水準書及び事業提案書の変更

(要求水準書及び事業提案書の変更)

第17条 受注者は、本委託契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を運営事業者に請求することができる。運営事業者は、受注者の請求が合理的であ

ると認めた場合、受注者の請求を発注者に通知する。

- 2 前項の通知があった場合、発注者は、受注者及び運営事業者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の副生成物資源化業務委託費の支払額の変更については、発注者、受注者及び運営事業者の合意したところによる。
- 3 副生成物資源化業務に関連して要求水準書を変更するときは、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、変更内容に応じ、発注者は要求水準書を適切に変更する。

第4章 損害賠償

(損害賠償)

第18条 副生成物資源化業務に関連して、発注者が債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合は、受注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該場合が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該副生成物資源化業務の不実施又は本委託契約の違反が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 契約期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第24条又は第25条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 3 発注者は、運営事業者が本委託契約の定めるところに違反し、発注者に損害が生じたときは、その損害の賠償を運営事業者に請求することができる。ただし、本委託契約の違反が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして運営事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(第三者への賠償)

第19条 受注者及び運営事業者は、副生成物資源化業務の遂行にあたり、その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

第5章 法令変更及び不可抗力

(法令変更)

第20条 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本委託契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、運営事業者を通じて書面で発注者に通知しなければならない。この場合、受注者及び運営事業者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本委託契約に基づく履行義務を免れる。

2 発注者、受注者及び運営事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

3 発注者は、副生成物資源化業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた副生成物資源化業務委託費の支払いをすることができる。

4 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、自らの副生成物資源化業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、運営事業者を通じて発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者及び運営事業者と協議することができる。

5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
副生成物資源化業務に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

6 前2項の場合、必要に応じて、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、要求水準書の改訂等を行う。

7 発注者が支払う副生成物資源化業務委託費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。

8 法令等の変更により、要求水準書の変更が可能となり、かかる変更により受注者の副生成物資源化業務実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書の変更を行い、副生成物資源化業務委託費を減額する。

9 法令等の変更により副生成物資源化業務の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合、又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日

から60日以内に整わないときは、発注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。発注者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと発注者が認めるもののみを賠償する。

(不可抗力)

第 21 条 不可抗力により、いずれかの当事者が本委託契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに他の当事者全員に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、かかる不可抗力の事由が止み、本委託契約の履行の続行が可能となる時まで、本委託契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、他の当事者についても同様とする。ただし、発注者、受注者及び運営事業者は、不可抗力により他の当事者に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

3 発注者は、副生成物資源化業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた副生成物資源化業務委託費の支払いをすることができる。

4 第 1 項の通知がなされた場合、必要に応じて、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、要求水準書の改訂等を行う。

5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者及び受注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づき本委託契約の全部又は一部が解除され、当該解除により相手方に損害が生じた場合には、発注者は、やむを得ないものに限り賠償する義務を負う。

(不可抗力による負担)

第 22 条 不可抗力による損害が生じた場合において、副生成物資源化業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、副生成物資源化業務委託費の 100 分の 1 に至るまでは、運営事業者が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については発注者が負担する。

第 6 章 契約期間の終了

第 1 節 解除等

(発注者の任意解除権)

第 23 条 発注者は、必要と認めたときは、90 日前に受注者及び運営事業者に通知することにより、本委託契約の一部又は全部を解除することができる。この場合、発

注者は、受注者又は運営事業者に生じた損害を補償する。

(発注者の催告によらない解除)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本委託契約の一部又は全部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由がなく、副生成物資源化業務に着手すべき期日を過ぎても当該業務に着手しないとき。
- (2) 自己の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 副生成物資源化業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消されたとき。
- (4) 受注者又は受注者の業務担当責任者その他使用人が、発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 受注者又は運営事業者が第27条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 本委託契約及び要求水準書に従った自らの副生成物資源化業務の履行を行わず、発注者が最長60日（ただし、発注者が本委託契約の規定に基づき60日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。）の猶予期間を設けて受注者に請求しても受注者が当該猶予期間内に本委託契約及び要求水準書に従った副生成物資源化業務の履行を行わないとき。
- (7) 自らの副生成物資源化業務の履行を放棄したと認められるとき。
- (8) 本委託契約に基づき提出すべき書面において著しい虚偽の記載を行ったとき。

2 前項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

3 発注者は、建設工事請負契約又は運営業務委託契約が解除された場合、本委託契約を直ちに解除することができる。

(発注者の催告による解除等)

第 25 条 発注者は、受注者又は運営事業者が本委託契約の義務を履行しないときは、30 日以内の期間を設けて受注者及び運営事業者に対し履行を催告し、当該催告期間内に改善されないときは、受注者及び運営事業者に通知することにより本委託契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、本委託契約を解除することができない。

2 前項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 26 条 受注者は、次の各号いずれかに該当する場合においては、副生成物資源化業務委託費の 10 分の 1 に相当する金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 24 条又は前条の規定により本委託契約が解除された場合

(2) 受注者が本委託契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の本委託契約に基づく債務について履行不能となった場合

2 前項各号に定める場合が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第 1 項の場合が運営事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合において、発注者に発生した損害が第 1 項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、運営事業者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。なお、第 1 項の場合において、発注者に発生した損害が第 1 項の規定による違約金の金額を超過しているときでも、発注者は、受注者に対して当該超過部分についての損害賠償を請求することはできない。

4 第 1 項及び前項の規定により受注者又は運営事業者が発注者に違約金及び賠償金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権及び損害賠償請求権と受注者の副生成物資源化業務委託費請求権その他受注者又は運営事業者の発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

(受注者又は運営事業者による解除)

第 27 条 受注者又は運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本委託契約を解除することができる。

(1) 本委託契約に基づく部分解除のため、契約金額が 3 分の 2 以上減じたとき。

(2) 発注者が、本委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を 60 日間継続したとき。

2 受注者は、前項の規定により本委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 第 1 項に定める場合が受注者又は運営事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 1 項の規定による契約の解除をすることができない。

第 2 節 契約終了時の取扱い

(未処理の副生成物の取扱い)

第 28 条 本委託契約が解除された場合に、副生成物運搬事業者から引渡しを受けた副生成物で資源化が完了していないもの（以下「未処理副生成物」という。）があるときは、発注者、受注者及び運営事業者は、次の措置を講じなければならない。

なお、発注者は、次の各号に基づき実施される資源化業務及び引取業務について、いかなる対価も支払わない。

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合、受注者は、解除された後も、その未処理副生成物について資源化業務を遂行する責任を免れないことに同意し、受注者又は運営事業者の費用負担で、未処理副生成物を、本委託契約に基づく副生成物資源化業務の遂行と同等の水準で適正に資源化しなければならない。ただし、受注者による副生成物資源化業務の継続が不可能であると発注者が認める場合は、受注者又は運営事業者の費用負担で、発注者が指定した第三者が未処理副生成物を資源化するものとする。
- (2) 運営事業者の義務違反により発注者が解除した場合、運営事業者は、解除された後も、運営事業者が指定した第三者をして、未処理副生成物を、運営事業者の責任及び費用負担により、本委託契約に基づく副生成物資源化業務の遂行と同等の水準で適正に資源化させなければならない。
- (3) 受注者又は運営事業者が解除した場合、運営事業者は、運営事業者が指定した第三者をして、未処理副生成物を、運営事業者の責任及び費用負担により、引き取らせなければならない。

第7章 特許権、著作権及び秘密保持

(特許権等)

- 第29条 受注者は、副生成物資源化業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。
- 2 受注者は、副生成物資源化業務委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、成果物（受注者が本委託契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。以下同じ。）並びに本件施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

(著作権の譲渡禁止)

- 第30条 受注者及び運営事業者は、本委託契約に特に定める場合を除き、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

- 第31条 受注者及び運営事業者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するも

のでないことを発注者に対して保証する。

- 2 受注者及び運営事業者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者及び運営事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第 32 条 発注者、受注者及び運営事業者は、本委託契約に関連して他の当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本委託契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本委託契約に特に定める場合を除き、他の当事者全員の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 本委託契約で公表、開示等することができると規定されている情報
 - (2) 開示の時に公知である情報
 - (3) 他の当事者から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (4) 他の当事者に対する開示の後に、各当事者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5) 発注者、受注者及び運営事業者が、本委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者、受注者及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合には、他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者全員に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、他の当事者全員に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 守秘義務契約を締結した発注者の広域ごみ処理施設整備事業に係る発注支援業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
 - (5) 発注者が本件施設の運営業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (6) 発注者が本事業にかかる副生成物運搬業務を副生成物運搬事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (7) 発注者が副生成物資源化業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定若し

くは不特定の者に開示する場合

(8)発注者が、発注者以外の関係市町に開示する場合

(9)発注者が、西尾市議会に開示する場合

(個人情報保護)

第 33 条 受注者及び運営事業者は、本委託契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年西尾市条例第 33 号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第 8 章 補則

(権利義務の譲渡)

第 34 条 受注者及び運営事業者は、事前に発注者の承諾を得なければ、本委託契約上の地位及び本委託契約に係る権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

(遅延利息)

第 35 条 受注者又は運営事業者が本委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者及び運営事業者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ、本委託契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた率の割合で計算した額とする。

(管轄裁判所)

第 36 条 発注者、受注者及び運営事業者は、本委託契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、名古屋地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(補足)

第 37 条 受注者及び運営事業者は、本委託契約に定めるもののほか、本委託契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）を遵守するものとする。

2 本委託契約に定めのない事項については、発注者、受注者及び運営事業者が別途協議して定める。

定 義 集

アー 「異常事態」とは、本件施設が要求性能を備えていない事態をいう（停止基準又は要監視基準の逸脱を含むが、これらに限られない。）。

「運営開始日」とは、運営事業者が運営業務委託契約に従い本件施設を使用し、運営業務を開始する日をいい、本件施設が建設事業者から西尾市に引き渡された日の翌日をいう。

「運営業務」とは、本事業のうち、運営業務委託契約第9条に規定される、本件施設の運営にかかる業務（副生成物運搬業務及び副生成物資源化業務を含む。）をいう。

「運営業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、西尾市及び運営事業者が本件施設の運営業務の委託に関して締結する、広域ごみ処理施設整備・運営事業運営業務委託契約書をいう。

「運営固定費」とは、運営費のうち、処理対象物量の多寡に関係なく西尾市が運営事業者を支払うものをいう。

「運営事業者」とは、●をいう。

「運営費」とは、西尾市が運営業務委託契約に従い運営事業者を支払う、運営固定費と運営変動費の合計金額（消費税を含む。）をいう。

「運営変動費」とは、運営変動費A、運営変動費B、運営変動費C及び運営変動費Dを個別に、又は総称していう。

「運営変動費A」とは、運営費のうち、処理対象物搬入量等に応じて西尾市が運営事業者を支払うものをいう。

「運営変動費B」とは、運営費のうち、副生成物の運搬量に応じて西尾市が、運営事業者を支払うものをいう。

「運営変動費C」とは、運営費のうち、副生成物の資源化量（岡崎市に委託する量を除く。）に応じて本市が、運営事業者を支払うものをいう。

「運営変動費D」とは、運営費のうち、副生成物の資源化量（岡崎市に委託する量をいう。）に応じて本市が、運営事業者に支払うものをいう。

カー 「会計年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月31日に終了する1年度をいう。

「関係市町」とは、西尾市、岡崎市及び幸田町をいう。

「企業グループ」とは、本事業にかかる入札において落札者として選定された●グループを構成する企業の全てをいう。

「基本契約」とは、広域ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書をいう。

「協力企業」とは、企業グループのうち、構成員以外の者をいう。

「計画年間処理量」とは、要求水準書第Ⅰ編 設計・建設業務編第1章第2節2記載の1会計年度当たりの処理対象物の計画処理量をいう。

「建設業務」とは、本事業のうち、建設工事請負契約第16条に規定される、本件施設の建設にかかる業務をいう。

「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、西尾市及び建設事業者が締結する、広域ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書をいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「構成員」とは、企業グループのうち、代表企業及び●をいう。

サー 「事業契約」とは、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、副生成物運搬業務委託契約及び副生成物資源化業務委託契約の総称（これらにかかる質問回答（西尾市が令和●年（20●年）●月●日付及び同年●月●日付で公表したもの）を含む。）をいう。

「事業実施区域」とは、本事業を実施する区域をいう。

「事業提案書」とは、本事業の入札において、落札者として選定された●グループが提出した応募書類一式をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。

「処理困難物」とは、本件施設で受け入れるもののうち、本件施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

「処理対象物」とは、要求水準書第 I 編 設計・建設業務編第 1 章第 2 節 2 記載の、本件施設において処理されるべきごみをいう。

「設計業務」とは、建設工事請負契約第 15 条に規定される、本件施設の設計にかかる業務をいう。

「設計・建設業務」とは、設計業務及び建設業務の総称をいう。

「設計・建設業務完了日」とは、建設工事請負契約に基づき建設事業者が実施する設計・建設業務が完了した日をいう。

「設計・建設業務完了予定日」とは、令和 12 年（2030 年）6 月 30 日又は建設工事請負契約によって変更された日をいう。

「設計・建設業務実施期間」とは、設計・建設業務を開始した日から設計・建設業務完了日までの期間をいう。

「設計・建設工事費」とは、建設事業者が設計・建設業務を実施した対価として、西尾市が建設工事請負契約に従い建設事業者を支払う対価（消費税を含む。）をいう。

「設計図書」とは、要求水準書第 I 編 設計・建設業務編第 1 章第 4 節 2（1）に定める設計図書をいう。

ター 「代表企業」とは、企業グループを代表する●をいう。

「停止基準」とは、その基準を逸脱した場合に本件施設を停止させなければならない基準をいう。

「停止基準値」とは、要求水準書第 II 編 運營業務編第 5 章第 3 節 1 表 5-2 に規定された停止基準の基準値をいう。

ナー 「入札説明書等」とは、西尾市が本事業の事業者募集のための入札に関して公

表した令和●年（20●年）●月●日付の入札説明書（その後の修正並びに西尾市が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）並びに令和●年（20●年）●月●日付及び同年●月●日付で公表した質問回答（ただし、要求水準書及び事業契約書（案）に関するものを除く。）をいう。

ハ 「搬入禁止物」とは、本件施設では受け入れないものをいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、新規の感染症の拡大又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

「副生成物」とは、本件施設の炉型式が焼却方式の場合は焼却主灰、鉄・アルミをいい、本件施設の炉型式がガス化溶融方式の場合は溶融スラグ、溶融メタル、鉄・アルミをいう。

「副生成物運搬業務」とは、本事業のうち、本件施設から発生した副生成物を副生成物資源化事業者の施設まで運搬する業務をいう。

「副生成物運搬業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、西尾市、運営事業者及び副生成物運搬事業者が副生成物運搬業務の委託に関して締結する、広域ごみ処理施設整備・運営事業副生成物運搬業務委託契約書をいう。

「副生成物運搬業務委託費」とは、副生成物運搬事業者が副生成物運搬業務を実施した対価として、西尾市が副生成物運搬業務委託契約に従い、運営事業者を通じて副生成物運搬事業者に支払う対価（消費税を含む。）をいう。

「副生成物運搬事業者」とは、●、●及び●を個別に、又は総称していう。

「副生成物資源化業務」とは、本事業のうち、本件施設から発生した副生成物を資源化する業務をいう。

「副生成物資源化業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、西尾市、運営事業者及び副生成物資源化事業者が副生成物資源化業務の委託に関して締結する、広域ごみ処理施設整備・運営事業副生成物資源化業務委託契約書をいう。

「副生成物資源化業務委託費」とは、副生成物資源化事業者が副生成物資源化業務を実施した対価として、西尾市が副生成物資源化業務委託契約に従い、運

営事業者を通じて副生成物資源化事業者に支払う対価(消費税を含む。)をいう。

「副生成物資源化事業者」とは、●、●及び●を個別に、又は総称していう。

「プラント」とは、本件施設の全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

「本委託契約終了日」とは、令和●年（20●年）3月31日をいう。

「本件施設」とは、本事業において設計・建設され、運営される廃棄物処理施設をいい、工場棟（管理諸室を含む。）のほか、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物並びにこれらの付帯設備、ホワイトウェイブ 21 への自営線設備を含めていう。

ヤー 「要監視基準」とは、その基準を逸脱した場合に本件施設の監視を強化することとなる基準をいう。

「要監視基準値」とは、要監視基準の基準値をいう。詳細は、運營業務委託契約書別紙 2 に定めるところによる。

「要求水準書」とは、西尾市が本事業の入札において公表した広域ごみ処理施設整備・運營業務要求水準書並びにこれにかかる質問回答（西尾市が令和●年（20●年）●月●日付及び同年●月●日付で公表したもの）をいう。

「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能をいう。

別紙 2 副生成物資源化業務委託費の支払方法

【入札説明書添付資料－4に基づき記載する。】